

## 民間投資活性化等のための税制改正大綱のポイント

編集部

本来、歳出歳入一体という観点から予算編成過程で同時に税制改正について決定されますが、消費税率引上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策が必要であることから、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)に盛り込まれている民間投資を活性化させるための税制措置等については、通常の年度改正から切り離して前倒して決定することとされました。平成26年度税制改正として行うべき措置等については、年末に向けて引き続き検討が進められます。(復興特別法人税の一年前倒しでの廃止についても検討が行われ、12月中旬に結論を得ることとされています。)

本稿は「民間投資活性化等のための税制改正大綱」(平成25年10月1日与党公表時点)をベースに作成しております。したがって、今後の国会審議等により、記事内容に変更が生じる可能性がある点を予めご了承下さい。

[補足]平成25年12月4日に「産業競争力強化法」が成立しました。同法は25年度中に施行が予定されています。

### 民間投資活性化等のための税制改正大綱の主要項目

項目	改正案内容	適用時期等
生産性向上設備投資促進税制の創設(p.6)	先端設備等の取得、事業供用で特別償却又は税額控除との選択適用	産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日までの間に取得等事業供用分*
研究開発税制の延長・拡充(p.9)	「増加型」の時限措置が、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる措置に改組	平成29年3月31日までの間に開始する事業年度(3年間延長)
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の拡充(p.10)	先端設備に該当する機械装置等の即時償却が可能となり、税額控除の利用可能な法人が資本金1億円までの法人に拡大	平成29年3月31日まで3年間延長。生産性向上設備等に該当するものの上乗せ措置は産業競争力強化法施行日から適用*
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入(p.11)	中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の取得等事業供用した場合、全額(年間300万円を限度)即時損金算入	平成28年3月31日までの間に取得等事業供用分(2年間延長)

～民間投資活性化等のための税制改正大綱のポイント～

ベンチャー投資を促進するための税制措置の創設(p. 12)	法人が、ベンチャーファンドへの出資額の一部(ベンチャー企業への出資額の80%)を、損失準備金として積み立てたとき、損金算入できる制度	産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日までの間に 出資、取得分
創業促進のための登録免許税の税率の軽減措置の創設(p. 13)	創業支援事業計画の認定を受けた市区町村において、特定創業支援事業による支援を受けて行われる株式会社の設立登記について、登録免許税を半減	産業競争力強化法施行日から平成28年3月31日までの間に特定創業支援事業による支援を受けて設立する株式会社
事業再編を促進するための税制措置の創設(p. 14)	特定事業再編計画の認定を受けた法人が取得する、特定事業再編に係る特定会社の特定株式等について、価格低落等に備えて特定事業再編投資損失準備金を積み立てたときは、特定株式等の取得価額×70%を限度として損金算入	産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日まで*
事業再編等に係る登録免許税の税率の軽減措置の創設(p. 16)	産業競争力強化法に係る認定を受けて事業再編等を行う場合、株式会社の設立・不動産の取得等について、登録免許税の負担が軽減	産業競争力強化法施行日から平成28年3月31日までの間に認定を受けた事業者が行う株式会社設立等の登記
既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設(p. 17)	平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行い、以後5年を経過する日までに耐震改修を実施した場合、取得又は建設した耐震改修対象建築物の部分について、取得価額×25%を特別償却	平成26年4月1日から耐震診断結果の報告を行った日以後5年を経過する日までの間に行う耐震改修
所得拡大促進税制の拡充(p. 18)	雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、雇用者給与等支給増加割合の要件を緩和、平均給与等支給額に係る要件において、新規採用者や退職者を除いた金額で比較できるように見直し	平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度(2年間延長)

※平成26年4月1日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に対象資産や特定株式等の取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は控除ができます。

# 1 民間投資の活性化

企業設備の老朽化・劣化によって生産性が伸び悩むといった状況を打破するために、生産性の高い先端的な設備への投資や、生産ラインやオペレーションの改善のための設備への投資を対象に、特別償却又は税額控除ができる制度が創設されます。

## (1) 生産性向上設備投資促進税制の創設

### 改正内容

#### ①概要

産業競争力強化法の制定に伴い、青色申告書を提出する法人が、同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に、生産等設備<sup>\*</sup>を構成する機械装置等で、同法に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、特別償却(その取得価額×50%(建物及び構築物は25%))又は税額控除(取得価額×4%(建物及び構築物は2%))との選択適用(同法施行日から平成28年3月31日までの間に取得等したのものについては、即時償却と取得価額×5%(建物及び構築物は3%)の税額控除との選択適用)ができることとされます。(税額控除は法人税額×20%を上限)

※ 生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいいます。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は該当しません。

#### ②特別償却又は税額控除

特別償却又は税額控除		
取得等した日	産業競争力強化法の施行の日から平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
特別償却	普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却(即時償却)	取得価額×50% (建物及び構築物は25%)
税額控除	取得価額×5% (建物及び構築物は3%) ※当期法人税額×20%が上限	取得価額×4% (建物及び構築物は2%) ※当期法人税額×20%が上限

### ポイント

この措置は、平成26年4月1日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に対象資産の取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は控除ができます。